○環境省令第四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、湖沼水質保全特別措置法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日　環境大臣　山本　公一

湖沼水質保全特別措置法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為） **第十五条**　法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十七　（略） 十八　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する同条第十三項に規定するガス工作物を設置し、又は管理する行為 十九～二十二　（略）	（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為） **第十五条**　法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～十七　（略） 十八　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する同条第十三項に規定するガス工作物を設置し、又は管理する行為 十九～二十二　（略）

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（捕獲等の禁止の適用除外） **第一条の二**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第九条第三号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。 イ～ラ　（略） ム　水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為 ウ～オ　（略）	（捕獲等の禁止の適用除外） **第一条の二**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第九条第三号の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、環境大臣に届け出たものに限る。）。 イ～ラ　（略） ム　水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為 ウ～オ　（略）

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

告　示

○個人情報保護委員会告示第一号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月三十日から施行する。

平成二十九年三月二十九日　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

目次中「**第３－７　個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い**　**第３－８　本ガイドラインの見直しについて**」を「**第３－７　本ガイドラインの見直しについて**」に改める。

第２の表項番①中

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	【番号法第２条第３項、個人情報保護法第２条第１項】

を

「

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二　個人識別符号が含まれるもの	【番号法第２条第３項、個人情報保護法第２条第１項】

」

に改め、同表項番②及